

内容	単位数	算定/非算定
< 訪問看護費 >		
20分未満	314単位	算定(○)
30分未満	471単位	○
30分以上1時間未満	823単位	○
1時間以上1時間30分未満	1,128単位	○
理学療法士等による訪問の場合	294単位	○
< 訪問看護費の加算・減算 >		
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100	非算定(×)
業務継続計画未策定減算	-1/100	非算定(×)
緊急訪問看護加算(Ⅰ)	600単位/月	○
専門管理加算	250単位/月	×
ターミナルケア加算	2500単位	○
遠隔死亡診断補助加算	150単位	×
療法士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている	-8単位/回	該当(◎)
初回加算(Ⅰ)	350単位/月	○
初回加算(Ⅱ)	300単位/月	○
口腔連携強化加算	50単位/回	○

内容	単位数	算定/非算定
< 予防訪問看護費 >		
20分未満	303単位	算定(○)
30分未満	451単位	○
30分以上1時間未満	794単位	○
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	○
理学療法士等による訪問の場合	284単位	○
< 予防訪問看護費の加算・減算 >		
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100	非算定(×)
業務継続計画未策定減算	-1/100	非算定(×)
緊急訪問看護加算(Ⅰ)	600単位/月	○
専門管理加算	250単位/月	×
ターミナルケア加算	2500単位	○
遠隔死亡診断補助加算	150単位	×
※1)療法士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えてい	-8単位/回	該当(◎)
※2)起算月から12月を超えて行った場合	-5単位/回	非該当(×)
※1)かつ※2)の場合	-23単位/回	該当(◎)
初回加算(Ⅰ)	350単位/月	○
初回加算(Ⅱ)	300単位/月	○
口腔連携強化加算	50単位/回	○